○文部科学省告示第五十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　文部科学大臣　下村　博文

別表補助金等の名称の欄中「政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金」を「政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金」に、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金」を「独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金　地域産学官連携科学技術振興事業費補助金」に、「核セキュリティ強化等推進事業費補助金」を「独立行政法人物質・材料研究機構設備整備費補助金　独立行政法人理化学研究所設備整備費補助金　核セキュリティ強化等推進事業費補助金」に、「原子力人材育成等推進事業費補助金」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金　独立行政法人海洋研究開発機構設備整備費補助金　進事業費補助金」に、「安全・安心な学校づくり交付金」を「沖縄振興公共投資交付金　沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」に、「国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助金」を「防災対策推進私立学校施設整備費補助金　国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助金　防災対策推進学校施設環境改善交付金　被災地通学用バス等購入費補助金　点形成事業費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○厚生労働省告示第八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

1の生物学的製剤の表ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項中「内容量が100mL」の下に「又は200mL」を加え、「又は100mL」を「、100mL又は200mL」に改める。

○農林水産省告示第七百七十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四七、八九〇円

適用期間　平成二十五年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十五年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一一、七三一円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、三二一円）

適用期間　平成二十五年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三七、七八一円（うち消費税額及び地方消費税額分　六、五六一円）

適用期間　平成二十五年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき七二、六三〇円

適用期間　平成二十五年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町小萱字坂山五三一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町名皿部字平畑山一二四六、一二四八の一、一二四九、一二五〇の四、一二七六、一二七八から一二八〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字奥釜ケ平五九五二の一、五九五二の二、五九五三の二、字奥治郎洞五九五五の一から五九五七の三まで、字治良洞五九五六の一、五九五六の二、五九五七の一、字狐塚七九五六の六、七九五六の一四、七九五六の一八、字落ケ洞七九五七の一、七九六四の三、七九六四の四、七九六四の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備